

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 21 日  
関係府省申合せ

1. 国際的な紛争解決の手段として仲裁手続が積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房審議官（国際・人権担当） 外務省経済局長 外務省国際法局長 スポーツ庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	一般社団法人日本海運集会所理事長 一般社団法人日本商事仲裁協会理事（仲裁担当） 日本知的財産仲裁センター長 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構長 日本商工会議所国際部担当部長 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長 公益社団法人経済同友会政策調査部調査役 公益社団法人日本仲裁人協会代表理事 最高裁判所事務総局民事局長 日本弁護士連合会副会長 東京都政策企画局理事（事業調整担当） 大阪府商工労働部長

3. 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の  
構成員の官職の指定について

〔平成 29 年 9 月 21 日  
国際仲裁の活性化に向けた  
関係府省連絡会議議長決定〕

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について（平成 29 年 9 月 21 日関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
構成員 内閣府知的財産戦略推進事務局参事官  
法務省大臣官房秘書課長  
外務省経済局政策課長  
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長  
国土交通省総合政策局政策課長

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（第2回）

平成30年4月25日（水）

10:00～11:00

中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶
- 2 中間とりまとめ案について
- 3 意見交換
- 4 大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトについて
- 5 その他

（配布資料）

- 1 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策
- 2 日本国際紛争解決センター（大阪）Opening Ceremony「日本における国際仲裁の未来」

## 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

## 1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、①日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、②外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法（派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。）について検討を開始する。（なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要）【法、スポ庁、経産、国交】

### ② 事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

### ③ 専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

## (3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

## 日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

### (4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

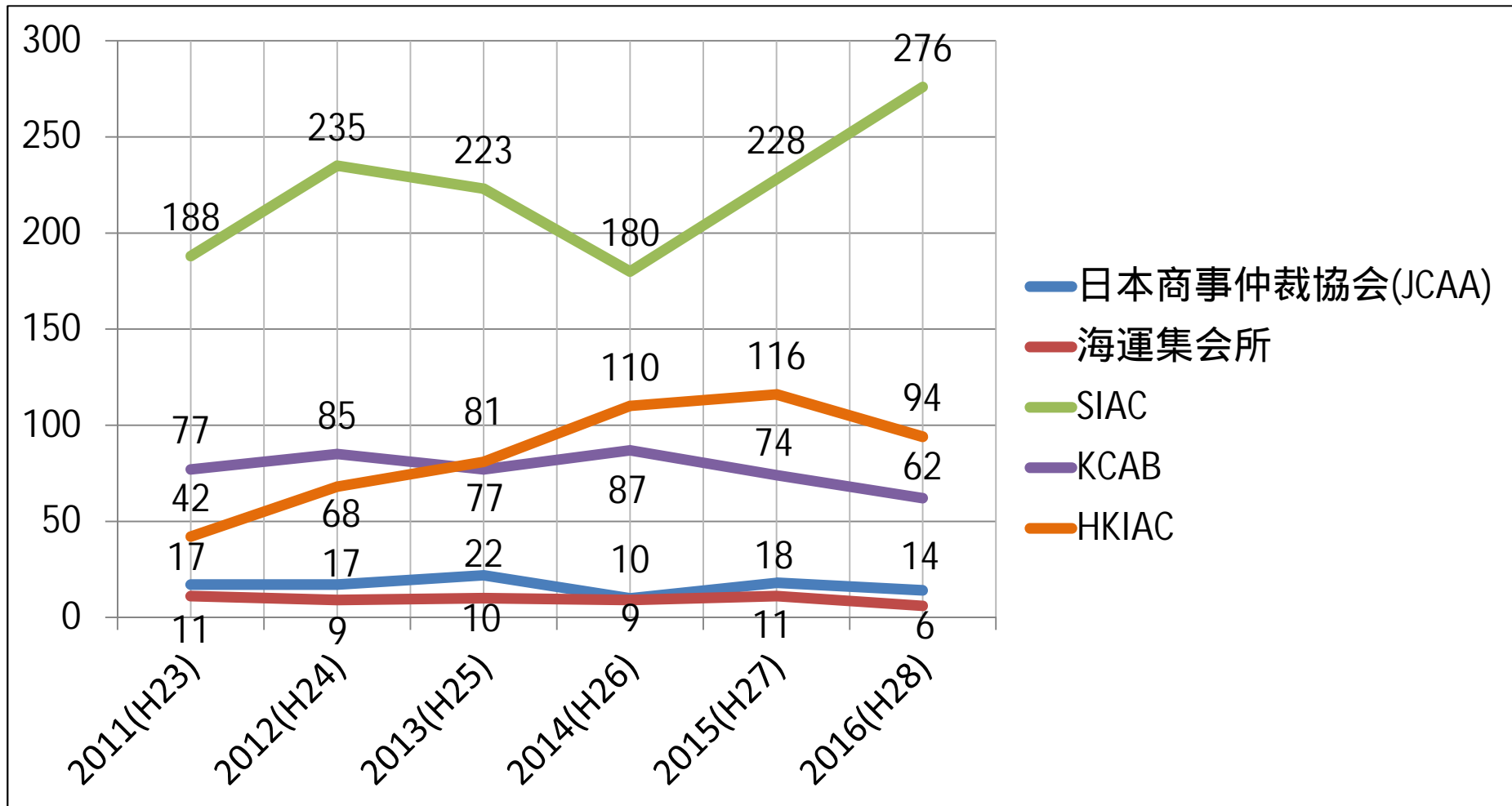
- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

## 3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

### (1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

# 国際仲裁件数グラフ(1)

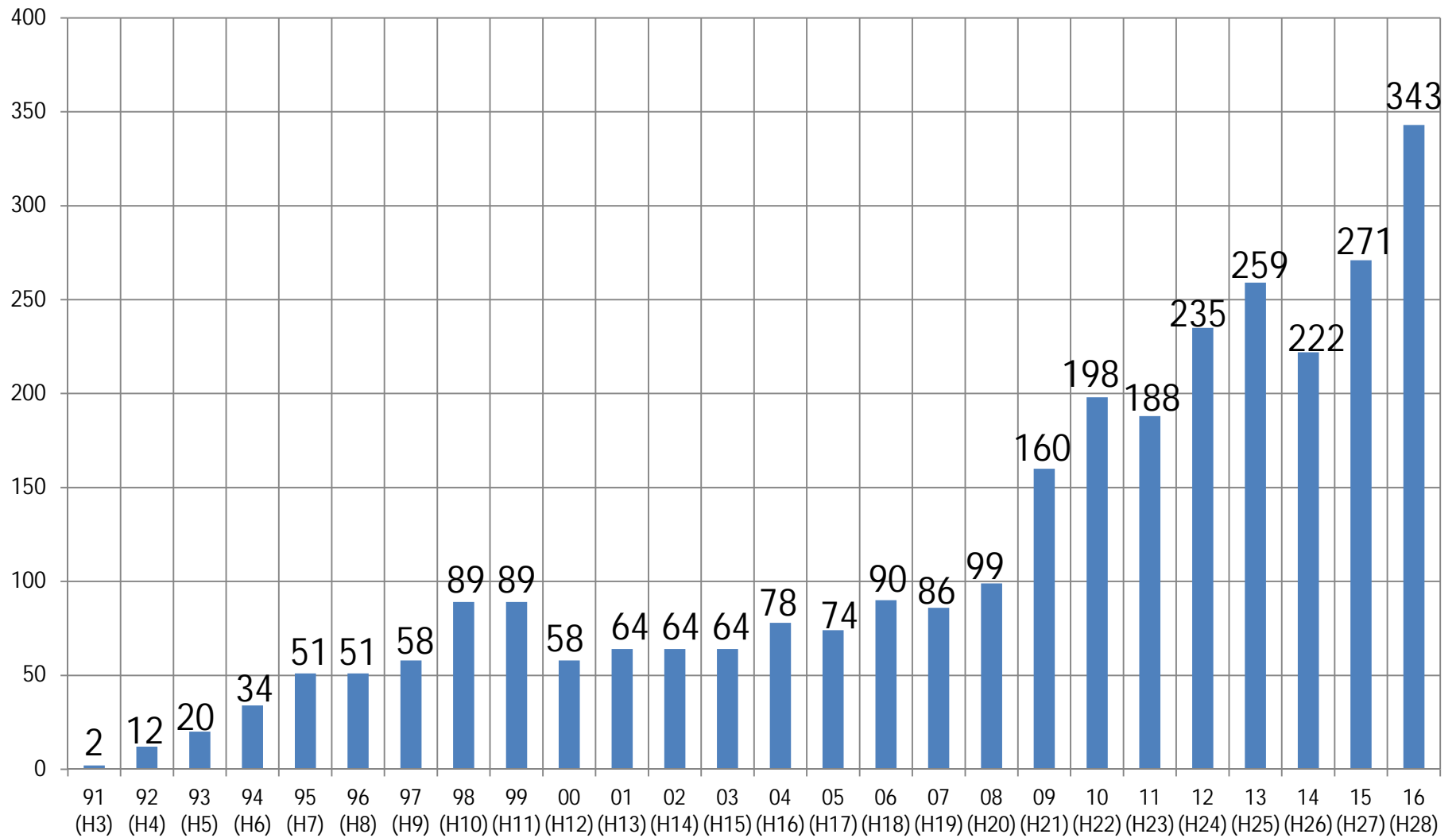


SIACについては、2011(H23)及び2012(H24)はSIACのホームページ記載の国内仲裁を含む新規受理件数。その他は調査回答から、新規受理件数で外国企業が含まれた割合で求めた値から事務局作成。

HKIAC(香港)及びKCAB(韓国)については新規受理件数ではなく管理件数。

# 国際仲裁件数グラフ(2)

## 過去26年間のSIAC新規管理件数



国内仲裁を含む  
アンケートから事務局作成